

公立大学法人公立鳥取環境大学令和元年台風第15号に関する検定料免除規程

令和元年10月7日
公立鳥取環境大学規程第11号

(趣旨)

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程（平成24年鳥取環境大学規程第53号）第2条の2に基づく検定料の免除については、この規程の定めるところによる。

(検定料の免除の対象)

第2条 検定料の免除の対象となる者は、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)の学部及び大学院研究科に入学(科目等履修生又は研究生としての入学を除く。)を志願する者のうち、令和元年台風第15号により災害救助法適用地域において被災し、且つ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 本人又は主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、半壊又は大規模半壊の場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、相当の事由があると認められる者

2 検定料の免除の対象となる入学試験は、令和元年度及び令和2年度に実施する全ての入学試験とする。

(検定料の免除の額)

第3条 検定料の免除の額は、当該料金の全額とする。

(検定料の免除の申請手続等)

第4条 検定料の免除を受けようとする者は、出願書類を提出する際に、入学検定料免除申請書〔学部入試〕(様式第1号)又は入学検定料免除申請書〔大学院入試〕(様式第2号)に被災等を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 検定料の免除を申請した者に係る検定料は、免除の許可又は不許可が決定されるまでの間は、徴収を猶予するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、出願書類を提出する際に被災等を証明する書類を取得できない者は、検定料を払い込んだ上、入学検定料免除申請書〔学部入試〕(様式第1号)又は入学検定料免除申請書〔大学院入試〕(様式第2号)により、理事長に申請しなければならない。この場合においては、被災等を証明する書類を取得次第、提出しなければならない。

(検定料の免除の決定)

第5条 検定料の免除は、理事長が選考し、決定するものとする。

(免除の通知)

第6条 理事長は、検定料の免除の可否を決定したときは、免除を申請した者に対し、入学検定料免除に係る決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(検定料の納付)

第7条 検定料の免除が不許可となった者(第4条第3項の規定により申請した者を除く。)は、本学が指定する期日までに、納付すべき検定料を納付しなければならない。

(検定料納付後の免除)

第8条 検定料を納付した後に、第2条第1項に該当する場合であって、特別な事情があると理事長が認めたときは、当該検定料を免除することができる。

2 前項の規定により検定料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定に準じて理事長に申請しなければならない。この場合における申請期限については、理事長が別に定める。

(免除の決定取消し)

第9条 検定料の免除の決定を受けた者で、申請について虚偽の事実が判明した場合は、理事長がその決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により検定料免除の決定を取り消したときは、免除の決定を取り消した者に対し、その旨を入学料免除取消通知書(様式第4号)により通知するとともに、当該取消に係る検定料を徴収するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検定料の免除に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月7日から施行し、令和元年9月9日から適用する。